

裁判員経験者の意見交換会

- 1 日時 令和元年 11 月 28 日（木）午後 3 時から午後 5 時まで
- 2 場所 東京地方裁判所第 2 会議室
- 3 参加者等

司会者 小森田 恵 樹（東京地方裁判所刑事部判事）

裁判官 村 山 智 英（東京地方裁判所刑事部判事）

検察官 小 島 達 朗（東京地方検察庁公判部副部長）

検察官 笹 川 修 一（東京地方検察庁公判部検事）

検察官 中 村 奈美子（東京地方検察庁公判部検事）

弁護士 磯 野 清 華（第二東京弁護士会所属）

弁護士 田 中 翔（東京弁護士会所属）

弁護士 宇田川 博 史（第一東京弁護士会所属）

裁判員経験者 6 名は、着席順に「1 番」等と表記した（なお、番号 6 は欠席のため欠番とした。）。

4 議事概要

司会者

それでは、こちらにいらっしゃる 6 名の御経験者の方を交えて、裁判員経験者の意見交換会を始めたいと思います。

本日は、裁判員経験者の皆様におかれましては、お忙しい中、裁判所までお越しいただきまして誠にありがとうございます。裁判員制度が施行されて今年で 5 月で 10 年が経過しておるところです。裁判員や補充裁判員の方々のアンケート結果を見ますと、経験できてよかったという声が非常に多く、大きな問題があるような状況ではないところかとも思われるんですけども、その運用に当たりましては、まだまだ私ども法律実務家の気付かないところにいろいろと工夫すべき点、あるいは配慮すべき点があると言えるのではないかというふうに思っております。そこで本日は、裁判員を経験され

た皆様方にお集まりいただきまして、御意見などをお聞きできればというふうに思いまして、この会を行わせていただくことになりました。漠然と御意見をお聞かせくださいというところでは御意見も言いにくいところかなというふうにも思いますので、テーマを絞って御意見を伺うということが今後の運用にも生かしやすいというふうに考えました。

そこで、今回は、評議のあるべき姿とそのために必要な審理をテーマにして御意見を伺いたいというふうに思っております。どうしてこういうテーマを考えたかということですが、裁判員裁判におきましては、適切な判断が行われるために、充実した評議が行われることがもちろん必要だというふうに思っております。そのためには、争点がまず十分に理解されて、的確な主張及び立証が行われることが重要です。そこで、否認事件の裁判員裁判を御経験された皆様から、実際に行われた評議についての感想、充実した評議の前提となる争点の理解、それから審理における検察官や弁護人の冒頭陳述、証拠書類の取調べ、証人尋問、被告人質問などが争点を判断するために有意義なものであったかどうか、論告・弁論が有意義なものであったかどうか、より分かりやすく言うと、どの程度役立ったかということなどについて御意見をいただいて、今後の参考にしたいというふうに思った次第です。

さて、自己紹介が遅れましたけれども、本日の司会を務めさせていただきます裁判官の小森田と申します。東京地裁の刑事第10部というところで裁判長をやらせていただいております。今年でこの東京地裁での勤務は4年目になりまして、当庁では大体30件ほどの裁判員事件を経験しております。本日はどうぞよろしく申し上げます。それから、本日は検察官及び弁護士の方も御参加しておられますので、まずは簡単に自己紹介をしていただけますでしょうか。

小島検察官

東京地検公判部で副部長をしております小島と申します。よろしくお願

します。

磯野弁護士

弁護士の磯野と申します。弁護士会の刑事弁護委員会の裁判員センターというところで副委員長をしております。今日はよろしくお願ひします。

司会者

それでは、早速、裁判員経験者の皆様方からいろいろとお話を伺っていきたいというふうに思っております。まず、皆様それぞれ裁判員事件を担当されておりますけれども、その全体的な感想をお聞かせいただければなというふうに思います。皆様にはそれぞれどういう事件を担当されたのかということをお簡単に御紹介いただいて、それを踏まえてお話をいただければというふうに思っているところです。では、1番さんから一言ずつよろしくお願ひします。

1番

私は、何か恋愛感情のもつれからストーカー事件になってしまって、その彼女の家放火してしまったという事件を担当しました。その男性は、ストーカーではなくて本当に用事があった連絡をしたんだという主張があったことと、あと放火は自分はやっていないということだったので、その辺りを考えました。感想としましては、こういう経験は全く初めてだったので、自分が裁判員に決まったときからとても動揺して、どうしたらいいか心配でしたが、初めての人も分かりやすいような説明などで毎日進めてくださったので、無事終えることができてほっとしました。

司会者

それでは、2番の方、どうぞ。

2番

私は、殺人事件それから死体遺棄、窃盗ということで、不倫関係にあった状態で、女性が首を絞められて亡くなってしまい、その女性自体がもともと

自殺願望があったということを主張されていて、その部分の証明というのがとても難しい裁判だなと思いながら携わりました。こういった経験をしたことで、法というものが私たちをこういう形で守ってくれているんだな、それが十分かと言ったら、やっぱり実際携わっている皆様も十分じゃないような気もしているんじゃないかなということも、何かこういったことに関わらせていただいたことで分かることができ、それに対して将来どうしていったらいいか、こういう会も同じなんですけれども、常によくしていこうという方向がとても見えたことがすごくよかったと思っています。ありがとうございました。

司会者

では、3番の方、どうぞ。

3番

事件の罪名は殺人未遂でした。元同僚でリフォーム会社を通じて知り合い、それぞれ独立してリフォーム業を営み、独立した後も共同で仕事をするということがあったという事件でした。その中で仕事を取った・取らない、お金の配分がということで、鉄製のハンマーで殴りつけるという事件でした。その中で教えていただいたのが未必の故意という言葉で、それがこの事件のテーマだと言われたときに、まずこういうこととは無縁の世界の中で生きてきたもので、まずその言葉が何だというところでやっぱり戸惑い、けれどしっかり周りからサポートしていただき、こういういろんな書類を見せていただき、それぞれの方面ではこういうふうに立証して、そうか、こういうふうに証明していただいて、この資料を作るのだけでも大変だったと思うんですけれども、さらにその中で裁いてというのは、事件を起こすとこれだけの人に御迷惑を掛けるんだということがよくよく分かりました。安全な日本を築いていただいているのは、こういう皆さんが仕事をしてくださっているおかげだなとつくづく感じました。

機密性 2

司会者

3 番の方が担当された事件は、被害者の方は結局亡くなっていないんですね。

3 番

はい。殺人未遂です。

司会者

では、4 番の方、どうぞ。

4 番

私は、強制わいせつ致傷という裁判員裁判に参加させていただきました。当初は、自分が選ばれたときには被告人と顔を合わせるということが非常につらいと思い、一度は辞退を試みようとも思ったんですが、やはりこのミッションをどうにか克服するためにも、やはりこういう場をお受けして、きちんと自分の意見を述べられたらと思い、参加させていただきました。このわいせつ致傷というところは、被告人はわいせつ行為はしていないというところをおっしゃっていましたが、被害者の方はここを触られたというところを主張し、それが実際にわいせつがあったかなかったかのところを、論点として争っていたような形でした。最終的に、その被告人は同じような前科があったため、二度も同じことを繰り返すというところもありましたし、女性としてやっぱりそういうことが許せないというふうなことも感じましたし、そのとき参加されていた裁判員の方も女性の方が多かったので、非常に意見交換する中でも気持ちの思うところが同じだったりとかして、よかったかなとは思っています。

司会者

では、5 番さん、どうぞ。

5 番

私は、強制わいせつ致傷と強制わいせつ、迷惑防止条例違反の事件を経験

しました。中学生相手に強制わいせつをした、していないというところが一番の論点になっていたんですけれども、それ以外にも保釈中に小学生を何人も、強制わいせつであったり、迷惑防止条例違反を繰り返しているという被告人だったので、実際、触った、触っていないに関しては本人もあまり覚えていないというところで、被害者の方もちょっと被害に遭ったところからあやふやになっているところがあって、なかなかはっきりとやった、やらないというところは判断するのが難しいようなところではあったんですけれども、それを順々に追いながら考えていったような感じでした。なかなかこのような事件を担当するようなこともないでしょうし、今後、裁判員裁判に選ばれることもあるかどうか分からないなと思いつつ、人生の中でなかなか経験することがない機会だったので、参加できたことはすごくよかったかなと思います。実際に参加してみて、参加する前はどのようなかなという思いもあったんですけれども、結果的には参加してよかったなと思えたので、今後、周りで誰かがそういうものに参加する機会があるとしたら、参加してみたらということは伝えてあげたいなと思います。

司会者

ちなみに、5番の方の事件は私が裁判長をした事件で、今日裁判官のこともいろいろと言われるかもしれませんが、覚悟して臨みたいと思います。では、7番の方、どうぞ。

7番

自分が担当した裁判員裁判の事件は、マレーシアから覚せい剤を密輸するという事件でした。他の裁判員の方が担当した事件と全く違うのは被害者がいなかったというところで、やっぱり被害者がいる事件と被害者がいない事件ということで気持ちが全然違うのかなと。被害者のことを考えなくていいという部分で、かなり気持ち的には楽に臨むことができたと思います。この事件は、被告人に同情する部分もあるんですが、余りにも安易な行動で覚せい

い剤を運ぶことになってしまったというところで量刑が少し変わったのかなと思います。自分的にはこの裁判員というのは前からやってみたかったので、参加できたことはすごくいい経験になったと思うし、またチャンスがあればやってみたいと思います。あと、周りの人がもしそういう機会があるのであれば、是非参加したほうがいいんじゃないかと勧めたいと思っています。

司会者

ありがとうございます。一言ずつ一通り御感想をいただきました。非常に積極的ないい御意見をいただきまして本当にありがとうございます。先ほども申しましたように、まず評議、話合いはどうだったのかなというところで、そこに絞って御感想、御意見などをお聞きしていこうかなというふうに思います。評議につきましてのまずは全般的な感想、それから実際に物事を決めていく裁判の中で、判断をしていくという話合いの中で御経験されたものが、予想していた評議、御自身が臨まれるに当たって、その前にイメージしていた話合いや評議と実際の評議はどうだったのか。結構思ったとおりであったのか、それとも随分何か違っていたという感じなのかということですね。その辺りはどうでしょうか。また、1番さんから順にお願いします。

1番

どういうふうに進むかとか全く分からなかったもので、初日にスケジュールを配られて、分刻みになっていて、うわっとか思って、検察官、弁護人とか順番にしていく様子が1回目で初めて分かって、ああ、こういうものなんだという感じで、何か全てが初めてで、びっくりというか、ついていくのが精いっぱいだった感じです。

司会者

話合いの方はどうでしたか。評議自体、話合いについての感想はどうですか。

1番

機密性 2

話合いは、結構、専門的とかいう感じではなく、案外話しやすい雰囲気です。率直な意見を言い合えたので、それぞれ思っていることが言えた感じで、ざっくりばらんな感じでした。

司会者

争点、審理のポイントが裁判の一番初めに出てきますよね。こういうところがポイントになるんだなということが分かった上で、その話合いに臨むことができたなという、そういう御感想はありますか。

1 番

放火したかしないかとかそういう感じだったので、何か焼け跡を見せられたりそういう感じで、ここがこっちから燃えているからだとかそういう説明で、ああ、これでこうだからこうなんだとかいう感じで、割と分かりやすかったです。

司会者

1 番さんの事件は、争点といいますかポイントとしては、もう一つストーカーの目的みたいなことが争いになっていたかとも思うんですけども、それは覚えておられますかね。恋愛の情じゃなくて、他の目的なんだみたいな、そういう話もあったかと思いますが。そこも審理のポイントになるなということは何かイメージは湧きましたか。

1 番

はい。本人はストーカーではなくて本当に金銭のやりとりの用事でLINEとかメールを送り続けたとか言っているけれども、内容的に見てそういう内容ではないような感じとか、メッセージの一つ一つを見ていたり、ということはしました。

司会者

意見交換自体は十分に行うことができたなというイメージだったんですかね。2 番さんはどうですか。評議の全体的な感想とか、予想していた評議と

比べて実際はどうでしたか。

2 番

評議自体は、分かりやすい進行を裁判官がしてくれたというか、上手に導いてくれたので、話しやすかったですし、皆さん、あくまでも推測みたいな話でもよく聞いてくれたりだとか、それぞれがこうじゃないかああじゃないかという、何かちょっと探偵のような話で、これって意味あるのかなと突然思うこともあったんですね。なぜなら、その人の気持ちになって考えて、それが合っているかどうか分からないことに時間を費やすことがいいのか悪いのか、特に素養のない裁判員がそうしていくことがいいのか悪いのかというのが、少し苦しかった部分で。というのが、被害者が女性で、私がちょうど同じ年ぐらいだったものですから、何か感情移入し過ぎちゃうとすごくつらくて、何か本当に何だろう、だまされていたんだろうなという状態だったにもかかわらず、それをすごく恋愛として喜んでいたという被害者の立場というのが何だかもう切ない感じで、家に帰ってもいたたまれないというか、しまいには何か家の中にその人がいるんじゃないかぐらい、ちょっと怖くなっちゃって。というのは、死体の写真を、ちょっと遠目からなんですけれども、スライドで見せられたりだとか、そういうのもありまして、何かそれはやっぱり非現実で、私の周りにそういうものは、子供の頃から死体を見たというのは葬式以外ないので、ちょっと衝撃で。しかも言葉ですとか、いろいろな方々がお見えになって、そこでいろいろその女性について語る内容などを聞くと、何かふだんは絶対に見られない人間の闇の部分みたいなものを何かのぞいてしまっているような、何かすごく聞いているだけで不安感みたいなものに襲われて、何というんですかね、被告人のことに対して、私はその人の家族でも何でもないのに、すごくこう何か憎いというか、憎しみを持ってしまったんですね。そういうのを持ってはいけないんだろうなと思っていて、そういうふうな気持ちじゃなくて、もっと平等に両方見ないといけないとい

う思いはあったんですけれども、やっぱり同性ということもあって、何かちょっと心がかなり動いて、期間中ずっと苦しかったし、1か月ぐらいちょっと何だか苦しい気持ちでいました。ただ、何か評議の内容を家族に話しちゃ駄目だよということだったんですけれども、私は裁判の内容を言っちゃいけないんだと思っていて何も話せなくてずっと悶々としてしまったので、主人からも大丈夫、みたいに言われることがあって、裁判官から、それは裁判の内容は傍聴人もいるから話していいですよと言われたときには、あっ、そうなんだとすごく勘違いしていたと思って、ちょっと恥ずかしかったんですけれども。なので、何か評議に当たって自分の気持ちのコントロールも、やっぱりこういうのに慣れている検察官ですとか弁護士ですとか法律に携わっている方々と違って、やっぱり全て新しいこと、例えばみんなでの話合いを評議というとか、審理というのは裁判のやりとりの状況とかそういうもののことをいうとか、説明されなければ本当に分からなくて、何か違う国に来たみたいな、言葉自体も違っていたし、それをまず理解することがとにかく大変でした。そういう言葉を使ってしゃべらなきゃいけないというのも結構ストレスでしたし、何か言い間違えてないかなとか、そういうのもすごくありました。

司会者

言葉の使用とかで、ふだん使ってない言葉を使う、気を遣う言葉とか何か特にありましたか。意識してこういう言い換えをしなきゃいけないのかみたいな。

2番

被告人とかも、ふだんはテレビで見ていると結構犯人とか、被告人という言い方ももちろん出てきますけれども、ふだん口から出たことのない言葉が多くて、何かそういうのが、何というんだろう、余計話しにくい感じになりました。皆さんすぐに順応して対応していらっしゃる方もいれば、言い間違

機密性 2

えて、あっ、すいませんと言いながらやっている方もいたりしながら、和気あいあいと進んだんですけれども、そういった部分ではちょっと難しさを感じました。

司会者

2番さんの先ほど出た事件のポイントの方は、交際相手の女性を殺害したという事件で、被告人は、被害者がその殺害をすることに同意していたということを書いていましたよね。

2番

はい。自殺願望がもともとあったからと。

司会者

そういう同意があったかなかったかということがポイントになっていたかと思うんですけれども、被害者が同意しているかどうかポイントになるということ自体は、何でそんなことがポイントになるのとか、そういうことはすぐに理解できましたか。

2番

はい。それは理解できました。とても大きいポイントだと思いましたし、やっぱりその部分で、同意して首を絞めたのと、しなくて絞めたのでは全く違うので、とても大きなポイントだと思いました。

司会者

なるほど、分かりました。では、3番さん、評議に関する御感想なり、自由に言えたかどうかとかその辺りはどうですかね。

3番

まず、裁判官と裁判長の雰囲気作りというんですかね、評議室へ入ったときの雰囲気がとても温かくて、緊張が解けて意見を率直に言えることができました。今回の私の事件というのは殺人未遂であって、同僚で、あとお姉様の方が支えて一緒にやりますとか、お金を少し包みますとか、ある程度の和

機密性 2

解もあった中での殺人未遂だったのかなとは思いますが、そのハンマーで殺人可能か、殺人の意思がなかったかとか、その辺りだけだったので。

司会者

3番さんの事件の審理のポイントは、先ほどちょっと出ましたけど、ハンマーで殴る行為が危ない行為かどうかという。

3番

そうですね。鉄製で重いので殺傷能力があるかないか。

司会者

というところだったんですかね。

3番

そうでしたね。あとは、それは脅すために犯人は構えたと言うんですけれども、馬乗りになって振り下ろしているの、それは殺人の意思があったんじゃないかと。その辺りで、もちろん御本人も被告人とかも見た中で。

司会者

決めていったということですか。

3番

はい。

司会者

そのハンマーを持って相手を殴ったときに、殺すつもりはなかったというふうに被告人は言っているわけですね。

3番

はい。

司会者

その点、判断はしやすかったですかというか、考えることは難しくなかったですか。その殺すつもりがあったかなかったかということについては。

3番

そうですね。本当の鉄製ハンマー，その凶器となったハンマーを袋に入れて見せていただいたんですね。みんなで経験して持ったときに，あっ，これはやってやっぱり思うんですね。これを人の頭にかざすとどういうことになるのかって，感情が高ぶったとしてもそれはやはりというのが，その凶器を手にしたときに，皆さんも同じようにやはり思ったんじゃないかなと思います。

司会者

分かりました。では，4番さん，どうでしょうか。

4番

評議についての全般的な感想ですが，そのちょっと前からお話ししますと，今回，法廷というところに初めて立ち，テレビでしか見たことがないところから，自分がそこにいるというところで，なかなか冷静な気持ちで物事を考えられるかどうかというのが正直できるのか不安だったんですけども，一番初めの冒頭陳述の検察官と弁護人のお話の中で，途中休廷が入ったときに裁判官の方から詳しく説明をしていただき，皆さんやっぱり緊張している中で，和ませるといところがすごく上手な方だったので，途中から話もきちっと聞き入れるような状況にはなったんですけども，その中で今回強制わいせつ致傷というところの裁判に参加させていただいて，被告人は，暴力を振るったことや1回殴ったことは認めたんですが，触ってはいないというところで争っておりました。初日，裁判長と裁判官とでランチを御一緒させていただいたときに，その中で皆さんがいろいろ質問したのですが，こういうお話を実際にディスカッションしたいので，次，休憩終わった後も緊張せずにこのような会話をしてほしいということで，話をすごく前に進めることができたのかなと思っています。

司会者

評議に臨むに当たって審理のポイントみたいなどころというのは大体すぐ分かる感じだったですかね。

4 番

そうですね。はい。そもそも顔を殴ったことは認めたんですが、そこから被告人が被害者の頸部を絞めてマンションの後ろの人のいないところに連れていき、わいせつ行為をされたと被害者は言っていて、被告人は触ってないというところで争っていました。

司会者

なるほど。5 番さん、どうですか。

5 番

法廷での尋問とかを聞いて、休廷とかのタイミングで評議していたので、やはり尋問だけ聞いていてもなかなか頭の整理が付かないところがあって。ただ、控室とかに戻って評議の段階になると、もう一度裁判官の方が今回話した内容はこういう話でしたよというのを説明していただいたので、そこから最後みんなで話をすることができたというのは、スムーズに評議を進められたところだったのかなと思います。結構日にちがそれなりにあったので、毎日毎日同じ裁判員の方とか裁判官の方と会って話しているので、徐々に打ち解けていくという部分もあって、だんだんみんな裁判官の方に促されなくても意見というのが少しずつ出るようになっていったというのは、よかった部分なのかなと思っています。

司会者

争点は結構難しくなかったですか。

5 番

そうですね。実際やった、やらないだったりとか、覚えてないとかという話があったので、実際にはっきりと白黒つけるというのは正直難しかったかなと思います。実際の状況証拠とかも、あやふやといえればあやふやだったので、多分この場所だとこんな感じだろうみたいのだったりだとか、恐らくこう言ってる限りはこうだろうというものばかりだったので、やはり決定

的なこれというのがなかったところは難しかったかなとは思いますが。

司会者

5番さんの担当された事件は、強制わいせつ致傷、ほかのわいせつ事犯もあったんですけども、強制わいせつ致傷で、女子中学生を夜間後ろからつけて、口を塞いで、その後に逃げる際に彼女を倒して、彼女が倒れて、その際にけがをしたという事案なんですけれども、被告人は口を塞いでないと、口を塞いだときに、もし仮に塞いだとしてもわいせつな目的はもうなかったと、単に逃げるだけのつもりだったからというような争いで、けがもそのときにしたのかどうか分からないということで致傷についても争いがあると。たくさん争いがあった事件でして、特にけがをするような倒れ方をしたのかどうかとか、その辺りが被害者の方の証言も、明確には何かはっきり、ちょっと覚えていないところもあるんですみたいな、なかなか難しい事件だったかなとは思いますが。評議は、自由にいろいろと言えましたか。

5番

そうですね。割と皆さん発言をはっきり言われる方が多かったので、割かし裁判員の方も補充裁判員の方も、結構いろんな意見を割かしはっきり言っていたので、それがはっきり言えるというのは言いやすい雰囲気があったからかなとは思いますが。

司会者

分かりました。ありがとうございます。7番さんはどうですか。評議についての全体的な感想とか、あるいは自分の予想と実際どうだったかとか、その辺りはどうでしょうか。

7番

評議の進め方とかそういう部分は、自分たちの事件を担当していた裁判長が、すごくスムーズにいろいろと段取りを教えていただいたりだとか、これはこういうふう考えていくものだという、一方向からではなくて多方向か

ら、例えば、自分たちの場合は全て罪を認めているという被告人だったんですけれども、途中で、もしかしたら、一方向的な見方をしていたんじゃないかなと思ったんです。それで、被告人側からこういうふうな気持ちがあるんじゃないかとかそういうことまで話し合っただけ、みんなですごく納得いくまで話して、出した結果がこの判決だと思っているので、意見もすごく皆さんで言ったりしていたと思いますし、自分も納得がいくことを評議の中では皆さんに伝えることができたので、そういう意味では、この事件についてすごく多方向から有意義に話ができたとと思います。

司会者

7番さんの事件では、いわゆる審理のポイント、争点という形で聞きますが、審理のポイントは、何といたしますか、犯罪事実自体には当初争いはないような感じだったんですかね。

7番

そうです。はい。密輸したということに関しては、本人は認めていると。ただ、その本人の認識と他の人から見た認識、認識というか密輸した薬物自体は本人の認識と違う部分があったりして、そこでどういうふうに、何といたしますかね、どういうふうな感じで量刑を導いていくのか。あとは、本人も実は被害者であるのではないかと。普通の会社員だったのが、結局一つの交通事故から雪だるま式にどんどん、どんどん転げ落ちて行って借金が膨らんで、それでやむを得ず犯罪に手を出したというふうな形であれば、同情する部分もあるのではないかと。もう一つは、例えば薬物の密輸だったりだとかに、報酬がいいからといって安易に飛びつくのもどうだろうか。そういう見方ができて、争点はちゃんと見据えて話せたんじゃないかなと思います。

司会者

評議が始まる時には、被告人が持ってきたものはちゃんとした医薬品だと思っていたと。

7 番

そうです。本人は、高価な医薬品というふうに言っていました。

司会者

被告人はどう思っていたかというのが、その話合いの一つのテーマにはな
ったんですかね。

7 番

そうですね。まず、本当に違法薬物若しくは高価な薬品として、どちらの
認識なんだろうか。あとは、この人は本当にだまされて持ってきただけなの
か。そういうところが争点でした。

司会者

分かりました。評議自体は、皆さん結構率直に御意見を言っていたいて
いるというような印象を受けます。争点の点も踏まえて話ができているとい
うような感じだったかなとも思いますが、評議そのもののあり方に関しては、
裁判官の評議の進め方についてちょっと御感想なりをお聞きしたいなと思
います。

進め方は納得のいくものだったかとか、この点はちょっと気になるけどな
みたいところで、もし何か強いてあるようなことがあればおっしゃって
いただけるとありがたいと思いますけれども。これも皆さんに、ごく簡単で結構
ですが、お聞きしたいなと思いますけど、今度は 2 番さんからいきましょ
うか。

2 番

これは私があくまでも個人的に感じたことで、皆さんがそうだったとい
うことではないんですけれども、素人としてこういう形で裁判に関わっている
ので、裁判官の方々がやっぱり一言言うこととか、誰かが意見を述べたとき
に、裁判官が、あっ、それはいいと思いますとか、そこは争点、ポイントに
なりますねとか、それに近いですねとか、こうするのって、何となく私、小

学校の先生と生徒みたいな距離をちょっと感じたんですね。それは仕方ないと思うんです。全くの素人とプロフェッショナルと一緒に話をしなければいけないので。なんですけど、その中でやっぱりいいと言われようとする発言をしなきゃいけないんじゃないかというのが私の中で少し芽生えました。ただ、そことはやっぱり闘わなきゃいけなくて、私が来た意味は、素人として裁判員制度の一員としてここにいるわけだから、絶対生徒になっちゃいけないし、みんなの意見とかがあっても自分の意見はきちんとっていかなきゃいけないなというのを感じながら、ただ時折、生徒と先生みたいになって、何だろうな、いいですねと言われると、その言われた人がちょっとうれしげだったりとか、得意気だったりとか、そういうのはやっぱり長く生きていて見ていると分かるので、何というか、最後の量刑の部分でも、前例に倣わなきゃいけないんですかというところで、すごくジレンマを感じました。何か前例と全く同じなんて絶対はないし、それから大体こんな感じ、こんなレベルのこんなところですよねという表現が適切だったかどうかは、私は結構後で疑問に残ったんですけれども。なぜならば、どんなに裁判でいろんなことが明らかになっても、死んでしまった人は口がないわけですから本当だったかどうか分からないんですよ。ただ、それを追求していくと、じゃあ罪に対して罰ってどうやって決めたらいいのという話になってしまうので、だからすごく難しい問題なんだろう、だから表面的にやっているように一瞬私は感じてしまって、大体これぐらいだからここまでは重くないよ、前例がないから大体何年ぐらいだよ、求刑が何年と言われてるけど大体2年ぐらいみんな短くなっているよとかですね。じゃ、2年短くするって決まっているから2年なのみたいな。何かそういう、何というんだろう、これはもう仕方がないことだと思うんです。クレームでも何でもないのでけれども、そういうことに対する免疫ができていない人間が聞いてしまうと、えっ、じゃあ無期懲役にできない理由って何ですかって本当は聞きたかったですね。すみ

ません、何か長く話してしまっ。

司会者

いえいえ、とんでもありません。よいお話で非常に参考になりました。3番さん、どうですか。

3番

事前に選ばれたときに、いろいろな方のブログをちょっと読んで、一応自分なりにこう進むんだなってたたき台は頭の中に入れて、当日来ました。タイムスケジュールのとおり冒頭手続をして、検察官の冒頭陳述がいきなり始まったので、覚悟はしていたんですけども、ちょっとびっくりしてというところがあったので、いろいろたくさん事件があるので、確かにスピードというかそういうのも求められるとは思いますが、初日の帰り道、空を見てきれいだなんて思ったぐらいで、あっ、自分の中で実は一番疲れていたんだと思った一日でした。ある程度のことは分かるんですけども、やはりそのスピードと、この文章量についていくのに、とてもちょっと大変だったなとは思いました。慣れてないというのもあって、言葉で引っ掛かるというのもあり、論点は話していただく中では分かるんですけども、やはり未知の世界ということの一つ知っていただいていた方が、やはり皆さん結構覚悟して来ていらっしゃる方が多いんじゃないのかなと思います。

司会者

分かりました。では、4番さん、お願いします。例えば評議での裁判官の様子とか、どんな感じでしょう。

4番

そうですね。裁判長と裁判官が話をして、その話を裁判員が聞くという形かと初めは思ったんですけども、私の担当裁判長は、裁判員の方から全てを聞き出す、裁判長の意見はそう発することがなくて、その裁判員の方たちの意見をまず尊重して、そこから、こういうことですか、ああいうことです

かというところで確認をしながら作っていったというところが、何か裁判長が決めるというか、主導権を握っていると私はずっと思っていたので、それが本当に裁判員の意見を全て取り入れて、ここはこういうことなので多分ちよっと違いますかねというところで詳しく説明されていました。評議については本当に裁判員の意見を聞いていただいたというところと、実際の最後の量刑のところは、先ほど2番さんがおっしゃっていたように、データベースで過去の同じような強制わいせつ罪で捕まっている方の刑とかを見たんですけれども。

司会者

5番さん、どうでしょうか。率直に言っていただいて。

5番

そうですね。別にお世辞を言うとかではなくて、すごく私たち裁判員の意見を尊重していただきながら評議を進めていただいたので、言われてどうなっていくとかというのがそんなに私としてはあまり印象がなくて、話し合い中も、今の意見どうですか、という形で聞いてもらえたので、その中でいろいろ自分たちの思うものをしっかり発言して、みんな話を聞いて、それを聞くとやっぱりこうかな、ああかなとかというのを裁判員同士でいろいろ意見を言い合って、それであればこう思います、こう思いますという話を全部聞いていただいた上で、裁判長であつたりとか他の裁判官の方が思うことをまた話してもらったりとかという形で話が進んでいったので、割かし自分たちの思っていることというのは言えたのかなと思っています。

司会者

裁判官の説明が多いという感想をお持ちの方とかいらっしゃるんですかね。それはないですか。7番さんはどうですか。裁判官の評議の進め方とかについて何か思うところがあれば。

7番

先ほども言ったんですけれども、裁判長さんが大まかな説明をまずしていただいて、裁判员同士でこういう意見はどうだああだというのを傍観しているような感じで、最後に、裁判長さんの意見を後からこうだよと、若しくは、例えば同じような事例の判例とかの結果について言っていただいて、自分たちが話し合った上で、プラス裁判長、裁判官の意見が入ってきて、それでさらにもう一度話し合っただけで、じゃあ結果はどうなんですかみたいな感じで進めていただいたような感じの印象があったので、すごくやりやすかったです。

司会者

はい、ありがとうございます。1番さん、評議での裁判官について、どうですか。

1番

皆さんと同じ感じで、何か答えやすいような質問の形にしてくれて、どうですかみたいに聞いてくれるので、とても意見が言いやすい感じで、ほとんど同じぐらいの感覚の人が多かったので、割とスムーズに進んだという感じでした。

司会者

では、次は審理のあり方についてということで、充実した評議を行うために、検察官、弁護人の主張・立証、裁判所の訴訟指揮もそうなんですけれども、審理の面から見てどういう形であるべきかというところの御意見を承っていきたいというふうに思います。

まず、やはり争点を理解した上で審理に臨むことができたのかどうか、それから、審理が終わったときですね、証拠調べがあつて論告・弁論が終わって、その段階で、先ほど出ていた審理のポイントについて、自分なりにある程度、一応の見解、何となくこんな感じだなとか、あるいは全然よく分からないなみたいな感じだったとか、その辺りをお聞かせいただければと思います。では、今度は3番さんからよろしいですか。

3 番

ある程度の情報を入れた中で進めていったので、審理の方はある程度分かって進めていけたと思います。何か勝手な先入観なんですけれども、検察官の方は検察官、弁護士の方は弁護士だなという印象を受けました。ああ、やっぱりそうなんだって思いました。

司会者

論告・弁論が終わった後で、争点については、まあこういう感じじゃないかなと御自身なりにも思えるような感じではあったんですか。

3 番

はい。

司会者

それはやっぱり争点がちゃんと分かって、検察官・弁護人の主張とか立証が法廷で分かりやすく出ていたという、そういう御感想なんですか。

3 番

そうですね。あと、朝集まったタイミングで裁判長さんから、ある程度の争点はこの辺りでしょうというのも話の中で出ていて、それで書類を見たときに、あっ、そういうことが今日行われるんだというのは自分の中で理解した上で検察官の方と弁護人の方の話を聞いたので、偏ることなく聞けたんじゃないかなと思います。

司会者

4 番さんはどうですか。

4 番

私も争点は理解した上で審理に臨むことができました。これは双方の意見を聞いた上で、分かりやすくそのわけつ行為があったのか、なかったのかというところなので、非常にその証拠とかを見た中でも分かりやすかったので、スムーズに審理できたかと思います。

機密性 2

司会者

審理が終わった直後ぐらいでも、もうこんな感じかなというのは御自身では分かりましたか。

4 番

はい、分かりました。

司会者

御意見は出来上がった感じですか。

4 番

そうですね。はい。

司会者

裁判官からその都度、例えば証人尋問が終わったりだとか、書証の意味がこういうところがあるとか、何かいろいろと説明はあったんですか。

4 番

はい。詳しくしていただいて、あとはカメラですとか地図なんかを見て、こういうところでいうところを全て細かく、とても分かりやすく説明をしていただきました。

司会者

逆に、裁判官の説明がないと、法廷だけだと分かりにくい感じですか。

4 番

法廷でも多少 6 割、7 割ぐらいは理解ができるんですけども、何でだろうとちょっと考えちゃうと、その後に話していることがちょっと頭に入ってこなかったりとかというのがあって、それは実際に部屋に戻ってから、その足りない部分というか分からない部分は裁判長が教えてくれるというか、こういうことだったんですよというところでお話ししてくださいました。

司会者

なるほど。5 番さんはどんな感じですか。

5 番

争点自体は割と理解した上で進むことができたかなと思っています。ただ、証拠というのが何とも分かりにくいというか、はっきりしたものではなかったもので、実際その現場の写真とかも結構暗くて、実際のところがよく分からないものも多々あったかなという感じでした。図と写真とを両方見たときに、恐らくこうであろうという感じではあったかなと思います。被害者の当時の服装だったり荷物だったりとかというのも、話だけだとちょっといまいち想像が付かないところの写真が見れたりとかはしたので、そこで少し、であればこんな感じだったのではないかみたいな感じで進んでいきました。

司会者

論告・弁論が終わって、証拠を全部一応見終わった後で、審理のポイントについての自分なりの結論みたいなものというのはイメージが湧きましたか。それとも、ちょっとまだ皆目分からないみたいな、そんな感じだったんですか。

5 番

争点自体は理解しているんですけど、結論がその場で付くかというのと、正直結構悩みました。はっきりとした証拠がなかったので、どこを基準に結論づけていいのかなというのは、正直その場では何とも言えなかったです。

司会者

それはやっぱり証拠が分かりにくかったからですかね。

5 番

そうですね。

司会者

評議を経るとやっぱりそれなりの意見がまとまりましたか。

5 番

そうですね。評議でみんなの話を聞いたりとか、自分の中でもいろいろ思

うところがあつたりもちろんするので、あとは戻ってからもう一回証拠の整理をしてもらったので、自分の中でどこをポイントとして結論づけていくかというのを決めていったという感じです。

司会者

7番さんはどうでしょう。

7番

争点の部分は、大まかですけれども、分かっていたつもりで審理に取り組むことはできたと思います。審理が終わった段階でどのような状態だったかという部分では、はっきり言ってちょっと自分の中では、冒頭陳述などを聞いて、これで自分はこういう意見という整理は付いてなかったです。その理由の一つとして冒頭陳述の、弁護人側と検察官側があるんですけども、独特な言い回しとか、やっぱり自分たちがふだん使わない単語だったり言葉だったり、そういう部分で、自分が無知な部分もあるんですけども、皆さん、裁判長、裁判官さんは常に使っている言葉だったりとかあると思うんですけども、分からない単語というのが多少出てきたりとか。あと、何というんですか、先ほども言ったんですけども、何か似たようなことをまた言っているとか、なぜそういう言い回しの仕方をするのかとか、ちょっとそっちの方に気を取られた部分があつたのを覚えています。自分たち一般人が、ふだん例えば説明を受ける若しくは説明をするというような言い方、若しくは、ちょっと難しい単語だったり文章だったり理解できない部分も実際ありました。それは後で評議室に戻って、これはどういうことですかというのを聞いたら、こういうことなんですねというのはすぐ教えていただいたんですけども、裁判員制度の裁判員は、やっぱり普通の生活をしている人だから、もうちょっと何か、もっと砕いた審理の仕方があつたらもうちょっと分かりやすいかなと。ただ、検察官側も弁護人側も、分かりやすいように紙をすごく用意してくれているんですけども、普通だったら絶対用意していないよ

うなカラーでとか、これはこうだよ、ここが争点になります、若しくは今までの判例だとこれが何年ですとか、そういう細かいところまで書いてある冊子みたいなものを用意してくれたので、それを見て納得できるということもたくさんありました。

司会者

どうもありがとうございます。では、1番さんはどうですか。争点を理解して審理に臨めたかとか、審理が終わった段階でどうだったかということについて。

1番

法廷に行く前にお部屋で、これからこうこうこうですという詳しい説明を、こういうところを聞いてくださいみたいな感じで分かりやすく説明、予習してくださったので、その点はすごく分かりやすかったのでよかったです。でも、さすがに1日目は何が何だか全然分からなくて、法廷に入っただけでこっちの方が舞い上がってしまって、傍聴人とかが向こうから見てたりして、緊張しちゃって舞い上がっていて、何か聞き漏らしちゃいけないと思って、もう必死に聞いているだけで、何かめちゃくちゃテンパっていたのですが、2日目からは大体様子がつかめて理解できるようになりました。

司会者

論告・弁論が全部終わった後で、その審理のポイント、争点については、自分なりには何かこんな感じかなというのは言えるような状態になりましたか。

1番

そうですね。大体は分かったけど、ちょっと不安というか確信が持てない、何となくおぼろげながらくらいの感じでした。

司会者

恐らくメインは放火の犯人かどうかというところで、犯人じゃないかとお

ぼろげだった感じですか。

1 番

放火の道具を買ったところがコンビニのカメラに映っていたり，そういうのを見せられると多分そうだろうなみたいなところまで感じました。

司会者

分かりました。2 番さんはどうですか。

2 番

私は，弁護士からいただいた弁論メモと，それから検察官からいただいた論告メモに，それを見れば大体全部聞き漏らしてしまったこととか曖昧なことが分かるようにまとめてくれていたので，その辺りは迷うことなく自分の考えに集中することができました。あとは裁判長も裁判官も，どちらに感情を入れることもなく両方の立場を演じてくれまして，中立な感じで考えるように促してくれたような気がします。それはすごくよかったし，精神的に助けになりました。

司会者

そうすると，論告・弁論が終わったところでは，争点について結論みたいな自分なりの意見というのは，それなりに言えるような感じになっていましたか。

2 番

はい。表面的な意見はもうまとまっていたんですけども，中でも葛藤したのは，分からない部分というのが，検察官もどんなに調べてもやっぱり分からない部分というのがあったりだとか，証拠があっても，それが弁護士側で，いや，それはちょっと違うよとニュアンスを変えてまた言われると迷うところもありましたし，確信はいつも持てないまま，不安はずっとありました。ただ，その辺りはこういったプロである裁判官，裁判長がお部屋に一緒にいるということで，考え方の偏りをフォローしてもらえるとということが重

要だったような気がします。

司会者

分かりました。では、ちょっと個別の審理に実際入っていきますけども、冒頭陳述、それから証拠調べ、それから論告・弁論というふうに手続が流れていくというところだと思いますけれども、まず冒頭陳述ですね。これは皆さんよく理解できましたか。役に立ったとか、あるいは有意義だったとか、その辺りの御感想はどうでしょう。4番さん、どうですかね。

4番

検察官側と弁護人側の意見が非常に違っているんで、初め両方を聞くということ自体、どちらも何かこう、おっしゃることがすごく的をついているので、どうなんだろうという、奥が深いといえますか、どっちがいい、どっちが悪いとかじゃなくて、やはりその弁護する側の人も、やっていないことを主張することを一生懸命状況を話してはくださいますし、逆に検察官側の方も、被害者のことを一生懸命考えていて、本当にこの真剣さというところが、何かすごくそこに重みを感じて、おっしゃっていることが両方ともすごく分かるので、これを審理するというのは、このときはちょっと戸惑うというか、なかなかその両方のお話を聞いて、ちゃんと意見が言えるのだろうかというところは正直思ったんですけれども。ただ、やはり分かりやすい説明だったので、その場ではちょっと理解はできなくても、評議室で裁判長の説明と裁判官の方の説明の補足があったので理解することができました。本当に言葉一つ一つ、先ほど7番さんがおっしゃったとおり、少し法律用語というか難しい言葉というのがあって、何か聞いたことはあるけど多分意味が分かっていないというのがあったんですけど、そこも帰ってから評議室でちゃんと教えていただいたので理解することができました。

司会者

では、5番さんはどうですか。

5 番

事件の数が多くて、冒頭陳述のときにはそれを正直追っていくので精いっぱいだったかなとは思いますが。一個の事件を、ゆっくりやるというよりかは、今回被害者がすごく多い事件だったので、A、B、C、D、E、Fと順々に追って行って、それを全部見ていくので終わったという感じでしたね。

司会者

もう争点というか、何が争われているかどころじゃなかったという感じがすかね。

5 番

最終的にそのうちのこれという話があったので、そうなんだという感じではあったんですけども、ただ、A、B、C、D、E、Fと順々にまず追って行って、それからという感じだったので、まずは追うことという方々自分の中では意識が行っていた感じでした。

司会者

何かこうすればもっと分かりやすくなるんじゃないか、というようなことはありますか。

5 番

事件がこれだけあるので正直難しいのかなとは思いますが。ただ、検察官側の冒頭陳述で時系列をしっかり追ってくれたというのは、すごく分かりやすかったです。これがないと、どういう順で何が起きたのかが正直分からなかったもので、これを見て、こういうものだということを理解できたというのはよかったです。

司会者

この事件は、強制わいせつ致傷、強制わいせつと続いて、その後、身柄が拘束されていたのに、その後、保釈中に迷惑防止条例違反の事件を4件やっているという事件で、被害者が6人いて、件数が多いというのはそういう意

味ですね。時系列も、保釈云々とかの話もあるものですから、ちゃんと整理して冒頭陳述を出してもらっているんですけども、そういう背景というのがあって、そういう事件の性質があって、今の御感想だったんだと思います。7番さんはどうですか。冒頭陳述は分かりやすかったですか。争点を考える上で、役に立ったという感じでしょうか。

7番

最初、自分の想像していた冒頭陳述というのは全く違うもの、裁判を実際に目の前で見るとは初めてだったので、僕の中の裁判のイメージというのは、よくドラマとかである、被告人がいて弁護人がいて検察官がいて何か言い合うという、そういうようなイメージだったんですけど、冒頭陳述はただずらずらずらっとほとんど述べているだけというか、その書類に沿って、あったこと、事実を若しくは主張することを言っているだけ、というのが冒頭陳述なんだとか。あとは、その後、証拠調べとか被告人質問とかがあるんですけども、自分の場合は特に被告人が外国人の方だったので、通訳を挟んで質問だったり若しくは証言だったりが出てくるので、本当にこの被告人が思っていることがそのままストレートに自分たちに伝わってくるのかな、自分たちが聞いている、例えばイエスだったりノーだったり、単語とかを聞くのは感情的には分かると思うんです。例えば、涙を流しているシーンだったりだとか、そういうのはあったんですけども、ただ、例えば、検察官から質問を行ったときに対して、外国語をぺらぺらとしゃべったときに、完全に通訳の人が本当にその気持ちのままを伝えているのかなとか、ちょっとそういうふうに思ったことも多少ありました。ただ、もちろんその通訳人の方もプロだと思うので、特殊な言葉だとか、そういうのは全部伝えているとは思いますが、ちょっと、その1回クッションを置いて答えが返ってくる、若しくはクッションを置いて質問が行くというのにちょっとだけ戸惑いを感じました。ただ、それがないとディスカッションできないので、しょうがな

いかなとは思いましたけれども。

司会者

1 番さんはどうですか。冒頭陳述は役に立ちましたか。

1 番

こういうものなんだという感じで、一生懸命聞いていました。

司会者

冒頭陳述を聞くと争点が分かるというような感じでしたか。

1 番

そうですね。

司会者

2 番さんはどうでしょうか。

2 番

私は、冒頭陳述って目次みたいなもので、だからそれを見て全てはやっばり見えてこなくて、疑問ばかりたくさん残って、何かこれは大変なことになるなという、これからどういうふうに関係について話合いが行われていくのかなという、何か大変な事件を考えなきゃいけないんだなというので、冒頭陳述は時系列で、なおかつポイントを絞って、本当に本で言えば目次のような役割なので、私はとてもありがたいとっていて、それがあったことで内容は分からないんだけど、流れはちゃんと分かって、よかったなと思っています。だから俯瞰で全体を一旦見られたような気がして、着地点が何となく、方向はないんだけど、どこか着地する場所がきっとあるんだろうなというぐらいが分かったことが、私としては、冒頭陳述は絶対あった方がいいと思いました。

司会者

この事件の中で、審理のポイントはここなんだなというのも分かった感じですか。

2 番

事件のポイントは、まだそこまで追い付かなくて、それは本当に初めてこういうものを読んだというのがありますし、客観的に読んではいらんですけれども、疑問点がとにかく多いじゃないですか。何で殺しちゃったんだろう、何でお付き合いしていたのに、何で奥さんがいるのにそういう人とお付き合いしたんだろうとか…、何かこう分からないこととかが物すごく多くて、この時点で私、双方に寄り添えなかったというか、被害者にも被告人にも全く寄り添えず、何かすごいことになっちゃっているんだなという、映画とかドラマを超えちゃっているような気がしました。

司会者

3 番さんはどうですか。

3 番

冒頭陳述のメモで、まずこの事件の導入部分だと思うんですけども、リフォーム業者の慣例というところもあって、いろいろな事件の話が進んでいくので、やはり業種が違う職業の説明がまずあり、事件の流れも並行して進むので、ちょっと一瞬置いていかれる感じがありました。進んでいく中で、あっ、ちょっと待ってください、ちょっと待ってくださいと思いながらも一生懸命聞いていて、それでやっと理解ができるというところがありました。読んでいく中でやはり、いかに自分の気持ちを感情移入せず、裁判官の法服の黒色は何物にも染まらないという意味での黒色だということも聞いたので、どちらの意見にも左右されずに中立で物事を考えて読み取って聞き取るという、自分の気持ちを殺すのが大変でした。

司会者

審理のポイント、争点というのは分かりましたか。

3 番

そうですね。その中で進めていく中で読み解けていきました。

司会者

冒頭陳述の段階ですけれども、検察官と弁護士から、お聞きになりたいことがありますか。

磯野弁護士

冒頭陳述のメモというのは、検察官からも弁護人からも今回出ていたと思うんですけれども、それを見て、冒頭陳述が終わった後に自分はこういう証拠を多分これから見ることになって、ここに着目、この証拠に着目すればいいんだという具体的なイメージというのは湧きましたか。それとも、これから何が起きるんだろうというふうに、ちょっとどういう証拠が出るのか分からないのか、その辺の感想をできればお聞かせいただきたいです。例えば2番の方はどうですか。

2番

冒頭陳述を終えた後に、全体がこう、先ほどもお話ししたとおりなんですけれども、全体がこう目次のように分かって、大体着地点は、方向は分からないんだけど、この辺かというところまではぼんやりという感じで、何か確実にこれは分かるとか、そういうふうにはとてもじゃないけど思えませんでした。

磯野弁護士

ありがとうございます。4番の方にもお願いしたいのですが。

4番

私はその冒頭陳述のときに、初めに殴られたところの場所から後ろに引きずり回されたところのカメラとかそういうのがいろいろと書いてあったので、これは証拠を見せてもらえるんだなというのは分かったんですけども、ただ、わいせつ行為があったとかというトレーナーを実際に後ほど見せていただくことになったんですけれども、冒頭陳述のときはそれは分からなかったです。

司会者

では、証拠調べ、論告・弁論について、御自身の経験された証拠調べ等が分かりやすかったか、あるいは論告・弁論は争点を判断する上で役に立ったかという点について、5番さんからいかがでしょうか。

5番

証拠調べについては、今回は性犯罪だったので、証人の中に、お医者さんだったりだとか、臨床心理士の方がいたので、そういう方の説明となるとどうしても専門用語になりがちなので、その部分を普通の人たちに分かりやすくというのはすごく難しいんだろうなとは思いつつ、ある程度分かる人と分からない人がいたんだろうなという感じはしました。結果どうなるんだというのも、途中で裁判官の方が聞いてくれたりして、それであればそういう話なんだろうなというところまで行ったので、そこはよかったかなとは思いますが、ただ単に話だけ聞いていると、本当に聞いているだけになっちゃう感じだなと思いました。あとは、論告・弁論については、正直今回もらった資料の量が違い過ぎて、検察官側と弁護人側での論告と弁論の資料の差が激し過ぎて、もうちょっとここにある程度うまくバランスを取れないのかなとは正直感じる部分ではありました。弁護人側は難しいんだろうなという内容ではあるんですけども、片や3枚ぐらいでばっと事細かに説明されて、ここはこうでこうでという話がある検察官側と、1枚で、はいと渡された弁護人側だと、すごく差があるなというのは思っていて、それで何か結論づけるというのは、すごく差があるのかなというのは感じました。

司会者

判断自体に役に立ったかとか響いたとか、その辺りはどうですか。

5番

正直その論告の方がすごくまとまっていて分かりやすかったのですが、それで内容が網羅されてしまったというか。なので、弁護人側が言っているのは、あくまでその中でここはちょっと違うなと思っと思っていますみたいな、肉付けす

るというか、備え付けというぐらいの感じにしか思えなかったです。

司会者

7番さんはどうですか。

7番

自分が担当した事件は、もう被告人が全て罪を認めている状態だからということで、とりあえずあったことが冒頭陳述で述べられて、その後の証拠調べ、自分で気になる点があれば質問だったりというのも考えて、それでその後、証拠の品だったりとか、結構スムーズに進んだと言うとおかしいんですけども、他の裁判員の方が担当した難問のような事件ではなくて、被害者もなく、もう本人自体が認めているので結構スムーズに、これはこう、これはこうというのを何か説明されて進んでいったという印象です。被告人質問は、なぜこういうことをしようと思ったのか、なぜお母さんを助けるのに他の手はなかったのかとか、そういう方にちょっと疑問が湧いたので、そっちの方を質問したんですけども。

司会者

論告・弁論はどうでしたか。分かりやすかったですか。

7番

はい。それはすごく、もちろん分かりやすかったといえば分かりやすかったんですけども、何といたしますかね・・・まあ分かりやすかったです。

司会者

判断の役に立ったということですか。

7番

そうですね。確かに、皆さんがいらっしゃるところで自分が裁判員の席に座って聞いているときと、評議室に戻ってからの気持ちがちょっと違ったので、何かそのときはすごく一生懸命メモを取って、若しくは分からないことは後で質問しようと思って何かすごくメモを書いているような、そんなイメ

ーじだったので、法廷の中では。いろんな意見が出てくるのっていつも評議室に帰ってからなんですよ。そのときはもう一生懸命、例えば論告だったり、質問の答えだったり、全部書いて、覚えるのはまず無理なので書いてこちらにメモしておこうと、分からないことはさらに書いておこうと、そういうような感じで、すごく裁判中は忙しかったですね。

司会者

証拠調べは分かりやすかったかということと、論告・弁論が判断には役に立ったかというところですが、1番さんは、どうですか。

1番

分かりやすかったし、判断にすごく役に立ったと思います。

司会者

どの辺りが役に立ったということですか。

1番

最後に意見が固まった感じ、これを見て出来上がったというか、まとまりが付きました。

司会者

聞きながら審理のポイントについて自分なりに、ああ、そうだなと思いながらとか、一応の自分の意見みたいなものが出来上がっていくという感じだったんですか。

1番

はい。

司会者

分かりました。ありがとうございます。2番さん、どうでしょう。

2番

最後、総まとめみたいに流れでまた耳からも目からも確認することができたのでよかったと思っています。

機密性 2

司会者

証拠調べ自体はどうですか。分かりやすかったですか。

2 番

証拠調べは本当に分かりやすく、疑問があったときは、裁判官がもう直接聞いていいよということで、直接法廷で質問をさせていただいたりとか、それぞれが疑問に思っていることを直接質問したので、それはすごくよかったですと思っています。

司会者

論告・弁論まで終わった後で、先ほどちょっと聞いたかもしれませんが、争点についてはそれなりに結論が言えるというような状態になったということですね。

2 番

そうですね、はい。大分楽になってきて、量刑のところでもまた悩むんですけども、ただ、この時点ではかなりすっきりしていたと思っています。

司会者

それはどの辺りにそういう理由があるんですか。審理を終えて自分なりに一応の結論らしきところを言えるというのは、何か要因はどういうところにあるとお考えですか。

2 番

それは双方の立場の、その人間の立場にならなければ、その人間の人生って語れないような気がするんですけども。ただ、いろいろな状況証拠とかいろいろなものがどんどん上がってくることは、元交際相手とか元同僚の方とか来て、被害者の口の代わりのようなことをしてくれたおかげで考えがまとまったというか、そういう実際の人間の言葉を聞くことで、ああ、これは、100%かどうかは分からないけれども、自分の中で50%でいたのが80%ぐらいはもしかしたらという、それで決めようという覚悟ができると

機密性 2

どうか、やっぱり何か覚悟がないとこういうのって難しいなど、人に流されて決めちゃうとか、何かそういうのだと参加した意味がないんだろうなと思っていたので、ここで覚悟ができたかなというのが、こういった全体をもう一度説明していただけたという部分にあります。

司会者

分かりました。証拠調べと論告・弁論について、3番さんはどうですか。

3番

自分の中でもそうなんですけど、決定づけるものになり、とても有用でした。その後に量刑を決めるというところまで、それもまたスピードの中で行っていくので、いよいよ最後決めなきゃいけないんだという不安はありました。

司会者

証拠調べは分かりやすかったですか。

3番

はい、分かりやすかったです。

司会者

論告・弁論が有用だったというところは、どの辺りにポイントがありましたか。

3番

傷害罪なのか殺人未遂なのかというところが争点だったんですけども、その前に医師の方の話もあり、その傷がいかにかどういうものだったかという尋問とかも双方の検察官と弁護人の方からの意見もあったので、いかにこの傷がどういうことを指しているのかという医師の意見が聞いたのも大きかったです。

司会者

証拠調べと論告・弁論について、4番さんはどうですか。

4 番

証拠調べはすごく分かりやすかったんですけども、ただ、1点だけその証拠がなかったといえますか、多分それが見付けられなかったんだと思うんですが、たまたま被害者の方がパーカーのこういうかぶる形のトレーナーを着ていたと、被告人のしていたバイクのグローブのフックが服に引っ掛かって、それで服が上に上がってはだけたというふうに被告人は話していたんですけども、そのフックとグローブというものが出てはこなかったの、正直どういう状況で引っ掛かったのかというのがちょっと分からなかったです。というのは、結果的には服を脱ごうが脱ぐまいが、女性の胸をわしづかみでもんだというところは、被害者の方がおっしゃっていたので、それ以外のところは非常に、カメラも見せていただきましたし、どういうレイアウトでこういうところに入ってという、陰になっていてとか、暗くてとか、というのも全てその証拠では分かったので、分かりやすかったです。

論告・弁論については、私の中では、もともと事件が起きたのがその裁判が始まる1年半前のことで、被害者の方があまり覚えていないというところが結構ありました。それで、論告・弁論では、当初の冒頭陳述からいろいろなことを積み重ねて、その中でもいろいろと説明してくださって、最終的にはもちろん分かったんですけども、非常に何かこう、何と申し上げていいか、論告・弁論は分かりやすかったというか、理解はできました。

司会者

争点についての判断に役に立ったということですか。

4 番

はい、そうです。

司会者

では、まとめ的な御感想、御意見ということになるかもしれませんが、裁判官がより配慮すべきことはないか、加えて、検察官、弁護人に対し

機密性 2

でも何かこういうところを配慮してもらえないだろうかとか、そういうことがもしおありでしたら、7番さん、どうでしょうか。

7番

裁判官が配慮すべきことですけれども、ちょっと戻ってしまうような形になるんですが、2番さんがちょっと言っていたんですけれども、先生と生徒になるという時点で、やっぱり裁判員も裁判官も裁判長も同じ立場で、もちろん違いますけれども、同じ立場でその事件を見なければいけないというふうに裁判長の方が言っていたんです。それで、例えば先生と生徒と感じる方がいるということは、自分も多分そこにちょっとあったと思うんですね。裁判長の方が、この意見いいねと一つ言われると、ちょっとうれしいな、じゃあもっと何か自分も違う意見をもう一つ出してみようとか、若しくはまた違う角度から見ようかなではなくて、やっぱり裁判官、裁判員であれば、それはみんなが常にやらなければいけないことなので、裁判官が先生みたいな立場ではなくて、同じような感じで皆さんと話せたらいいんじゃないかなと思います。ただ、どうしても自分たちは素人なので、やっぱり緊張もしますし、霞ヶ関なんかも来ることがないですから。一日でも早く、と言うとあれですけれども、裁判が行われる時間が限られているじゃないですか、その中でできるだけ早くその緊張をほぐしてあげるというか、壁じゃないんですけれども、そういうところが取れていったらスムーズに進むんじゃないかなと思います。

司会者

2番さんはいかがですか。

2番

私は、7番さんが今ちょっとおっしゃったような先生と生徒、誤解があっ
てはいけないなと思ったので付け加えさせていただくと、何か裁判員の方も喜んで生徒になっていたというところがあって、決して裁判官が偉ぶるとか

機密性 2

権威を振りかざすとか、そういうものではなかったというのをまず申し上げておきたいなと思いました。それはもう力関係とかではなくて、知識の違いで明らかにそうになってしまう、大人と子供みたいなものだと思うので、それに安住して、言われたことをやっていけばいいというふうにしてその場にいる方ももしかしたらいるかもしれないし、積極的に関わろうと思ってやってらっしゃる方もいるかもしれないし、それは皆さんやっぱりお仕事されている中で来られている方も多かったので、すごく向き合い方に差があったのは確かなんです。ですから、決して裁判官や裁判長が先生になりたくてなっていたんではなくて、そうしないと進まなかったという部分もあったという感じですよ。

司会者

検察官、弁護人に対してはどうでしょう。

2 番

プロフェッショナルのお仕事を見せていただいて、すごくよかったと思っています。

司会者

特に望むことはないですか。

2 番

私のこの事件に関しては全くありません。本当に双方やるべきことをやっていて、すばらしいなというふうに思いました。

司会者

はい、分かりました。3 番さんはどうですか。

3 番

朝行くと、時事ネタじゃないですけども、そういう話をしてくださることがあり、ちょうどその頃は著名人の保釈があったりとか、あと別の著名人の判決があった日で、かなりマスコミがにぎわっていたんですね。今日は何

があるんですかみたいなそういう話で、ああ、なるほどと、そういうお仕事もここでやっぱりされていて、いろいろなことをされている中で、自分はこの裁判の一人に選ばれたんだなというのはありました。裁判官がそういうふうに少しずつほぐしてくださるので、問題なく進めていけたと思います。弁護人と検察官の方に関しては、異議ありとかというふうにすごく意見をしっかりとって、これはドラマで見るあれだなと思いながら、しっかりプロの意見を交わしてて、ちょっと聞いている方はびくっとしちゃうぐらいだったんですけれども、真摯に向き合われているんだなというのは感じました。

司会者

特に要望みたいなものはないですか。

3 番

そうですね、やはりあの緊張感の中で物事を進めるということも一つ大切なんだろうなと思いました。

司会者

4 番さん、法曹三者に何か要望はありますか。

4 番

まず、私が携わった事件の裁判長と裁判官の方は、本当に完璧と言ったらあれですが、本当に何も申すことはなく、満足しております。弁護人については直接お話しすることもなかったのですが、特に要望はございません。検察官の方は女性だったんですね。被告人に対して質問をしているときの鋭い質問ですとか、何かそこを聞いてほしいとか、そこなんですというところをすごく鋭く突いてくれているのが、すごく何か頼もしいというか素敵だなという、もっと女性が活躍していただけたらすごくうれしいなというふうに。なかなか男性ではその質問思い付くのかなというところが、やはり女性の担当だったので、自分の思うことを聞いてくださったのはうれしかったと思っています。

司会者

5 番さん，法曹三者に何か要望はありますか。

5 番

3 番さんがおっしゃっていたように，私たちのときも，外にたくさんの報道の方がいて，今日は何の事件ですかとかという話などをやっぱりしました。そういうのがあったので，やはりそういった会話から最初入ると，やはり話合いとかも意見が出やすいことはあったので，そういうのはすごくよかったのかなと思います。先ほど，論告・弁論のところで言ったように，資料の差があると，どうしてもそれだけでやっぱり，感情ではないですけれども，見たときに差が出やすいのかなというのは思ったところがあったので，何かフォーマットじゃないですけれども，体裁を整えてくれると見ている側としては見やすいのかなというのは思いました。片一方は本当にすごくきれいに資料を作られていて，片一方は，箇条書きとは言わないですけれども，資料として出てくると，片一方はきれいにプレゼンをしているように，もう片一方は本当に単に話しているようでという形ですごく差が出てしまうのかなとは思いました。そこで別に判断するわけではないんですけれども，ただ，見たときにどうしても見比べてしまうので，そこをもう少し何かいい工夫はないのかなというのが感想です。

司会者

ありがとうございます。検察官と弁護人の方で，何かコメントはありますか。

小島検察官

今の質問とちよつかぶるんですけれども，審理の最初から最後まで通して，検察官の立ち居振る舞いとか言動の中で何かネガティブなイメージを持ったこと，マイナスのイメージを持ったことがもしあれば聞かせていただければなど。実際にしゃべっていることとか，書面の内容でもいいですし，そ

れ以外に座っているときの言動とか態度とかでもいいですけども、何かあれば忌憚のない意見を聞かせていただければと思います。

立ち居振る舞い、態度、活動、何でもいいんですけども、何かマイナスイメージ、ネガティブなイメージを持ったところがあれば、お願いします。

7 番

自分が携わった裁判で、どういう言葉だかちょっと忘れてしまったんですが、検察官か弁護士側だったかそれもちょっと定かじゃないんですが、裁判長に何度かそれは違うみたいな言い方で言い直させられていたような場面があったので、そういうのはちょっと何というんですかね、そういうこともあるのかなというか、言い方としては難しいんですけども、そういう言い直さなきゃいけない正しい言葉遣いというんですかね、そういうのを自分たちは全く知らないんですけども、言わなきゃいけないんだろうな。ちょっと今、質問と答えが違うかもしれないんですけども、そういうようなことがあったので、それはそうだなあとは思いました。

司会者

他は何かありますか。特によろしいですか。

小島検察官

大丈夫です。

司会者

恐らく、正されるようなことをするというのはという感じですかね。

7 番

そうですね、それが何度も同じところであった、今ちょっと思い出したんですけども、例えば、証拠物の A なのか B なのか C なのかみたいな感じで、それでちょっと戸惑ったりしていたので、それだったら用意できる時間があるので、ちょっと並べといてもらえたらいいと。例えば、自分たちの事件の

場合は覚せい剤だったので、袋が四つあったんですけれども、これはどちらの靴のどこに入っていたのかじゃないですけれども、そういうのがちょっとごちゃごちゃになっていたときがあったので、ぜひ、もうちょっと分かりやすくなったらいいのかなとは思いました。

司会者

よろしいですか。

小島検察官

はい、ありがとうございます。

司会者

では、本日は、様々な内容につきまして長い時間にわたって本当に貴重な御意見をありがとうございました。本当に勉強になりました。私たち法律実務家として、本日お伺いした御意見を参考にさせていただいて、これからの裁判員制度をよりよいものにしていきたいというふうに思います。皆様方も口にはしていただいておりますけれども、これからも裁判員制度の宣伝もしていただければなというふうに思います。本日は本当にありがとうございました。

以 上